

(第4関係)

平成30年度 監査重点項目

1 選定方針

平成30年度監査重点項目は次の事項から選定する。

- (1) 平成29年度までの定期監査等における課題状況を踏まえ、更に踏み込んで監査を行う必要があると認められる事項
- (2) 平成29年度までに県又は県関係団体の不祥事等としてマスコミ等で話題となった事案に関連する事項
- (3) 熊本地震からの復旧・復興や統一的な基準による地方公会計制度の導入に向けた取組について、監査を行う必要があると認められる事項

2 重点項目

(1) 行政関係

- ① 職員の時間外勤務や健康管理について、組織としての取組や体制は適切なものとなっているか。
- ② 県立学校における教材費等、県の歳入歳出に計上されない学校徴収金の取扱いは適正になされているか。

(2) 収入関係

- ① 寄附金等を含め、現金収納に係る手続は適正になされているか。
- ② 県立学校等における生産物の売払いに係る会計手続は適正になされているか。

(3) 支出関係

- ① 地震関連も含め、補助金等交付に係る一連の手続は適正になされているか。
- ② 障害者雇用促進企業等の追加見積り等の契約事務手続や契約上の取扱いは適正になされているか。
- ③ 職員の特殊勤務手当等の支給に係る手続は適正になされているか。

(4) 物品・財産関係

- ① 地震により毀損した物品や新たに取得した物品等の取扱いは適正になされているか。
- ② 県有財産について、地震による毀損も含めた現況把握や台帳整備等、地方公会計制度導入に向けた対応は適切になされているか。